

宇部市子ども・子育て
支援事業計画
【骨子案】

平成26年6月

宇 部 市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1-1	計画の趣旨	1
1-2	計画の位置付け	1
1-3	計画の基本理念・目標	1
1-4	計画の基本的な視点	2
1-5	計画期間	3

第2章 子どもたちを取り巻く社会の動向

2-1	市勢	4
2-2	少子化の現状と動向	4
2-3	世帯等の状況	4
2-4	子どもを取り巻く状況の変化	4
2-5	推計人口	5

第3章 子育てプラン・うべの評価

3-1	子育てプラン・うべの目標達成状況	6
3-2	子育てプラン・うべの事業実施状況	6
3-3	今後取り組むべき課題	6

第4章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

4-1	教育・保育提供区域の設定	7
4-2	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	8
4-3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	10
4-4	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	14
4-5	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	14

第5章 行動計画

5-1	施策の体系	15
5-2	6つのテーマ別施策	15
5-2-1	子育て意識の高揚	15
5-2-2	子育て家庭への支援の充実	15
5-2-3	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	15
5-2-4	次代を担う世代の育成	15
5-2-5	援助が必要な子どもへの支援	16
5-2-6	安心・安全な生活環境の整備	16

第6章 計画の推進・点検・評価の方策

6-1	計画実施の点検・評価・推進体制	16
-----	-----------------	----

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画の趣旨

- 国の少子化対策と子ども・子育て支援法（第61条）
- 子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ計画作成
- 宇部市の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための計画づくり

1-2 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第61条に定める市町村計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の取り組みを継承
- 宇部市総合計画を上位計画とし、関連する個別計画と整合を図りながら策定

1-3 計画の基本理念・目標

「（仮称）宇部市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念については、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援後期行動計画）」の基本理念と基本的な方向性を継承します。

- ・ 本計画は、子どもの健やかな成長にとって最も大切な環境づくりと家庭への支援を重要な視点と位置づけ、安心して産み育てることができる社会の実現に向けて、行政及び地域社会が何をなすべきか、それぞれの立場から考えるための基本方針となるほか、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援に関する具体的な目標を定めたものです。
- ・ 子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものです。
- ・ これらの考え方に基づき、「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援後期行動計画）」の基本理念を踏襲します。

基本理念

「家族と地域の絆を深める」

「家族の絆」 「家族と地域の絆」 「地域の絆」

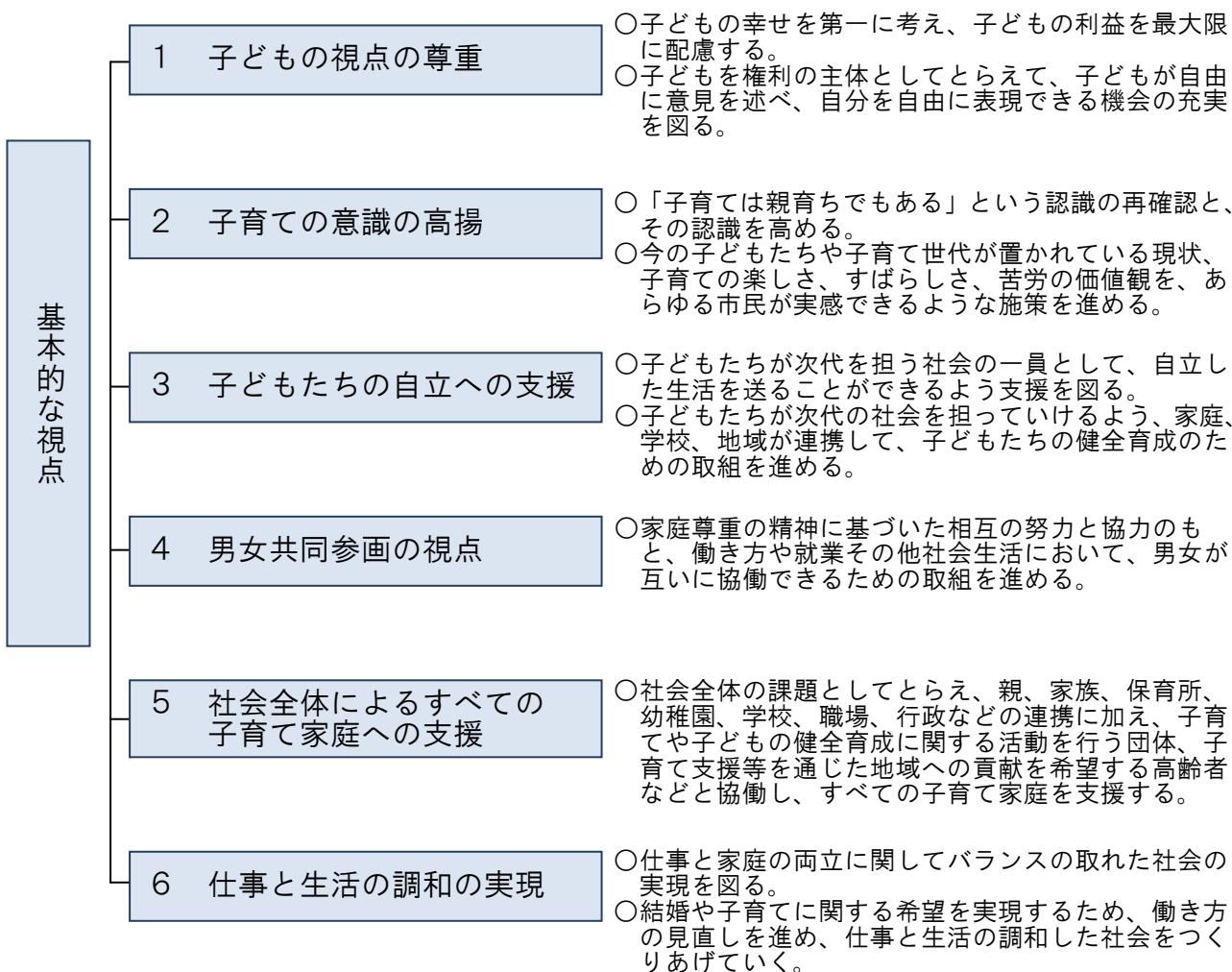
目標

「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり」

1-4 計画の基本的な視点

平成22年7月策定の「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援後期行動計画）」においては、計画の基本理念・目標のほか、基本的な視点を掲げ、計画を推進してきました。

この「基本的な視点」は、宇部市における子どもの育ちを支援するうえでは普遍的なものであるため、今回策定する「子ども・子育て支援事業計画」においても「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援後期行動計画）」の考え方を踏襲します。



1-5 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
子育てプラン・うべ (宇部市次世代育成支援後期行動計画)									

第2章 子どもたちを取り巻く社会の動向

2-1 市勢

本市は、本州西端の山口県の南西部に位置し、西は山陽小野田市、東は山口市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面しています。

交通環境を見ると、鉄道は山陽本線及び宇部線が東西に走り、高速道路は山陽自動車道が市の中央部を横断し、海浜部には重要港湾である宇部港があり、山口宇部空港も市街地に近い位置にあるなど、陸海空それぞれの交通環境が整っています。

また、市内には、高度救急医療機関である山口大学医学部附属病院をはじめ、数多くの医療施設が立地するとともに、他市と比較して市民一人当たりの病床数や医師等の医療関係資格者も多く、医療環境が充実しています。

平成26年（2014年）4月からは、第四次宇部市総合計画中期実行計画に基づき、「地域経済の活性化」、「健康で心豊かなまちづくり」、「安心・安全なまちづくり」をテーマに、「みんなで築く活力と交流による元気都市」を目指したまちづくりに取り組んでいます。

2-2 少子化の現状と動向

- 人口構造、出生、婚姻等の動向等の統計資料を分析し、本市の少子化の現状を示します。

2-3 世帯等の状況

- 世帯数や家族類型別世帯数、女性の就業率等の統計資料を分析し、本市の世帯構成の現状を示します。

2-4 子どもを取り巻く状況の変化

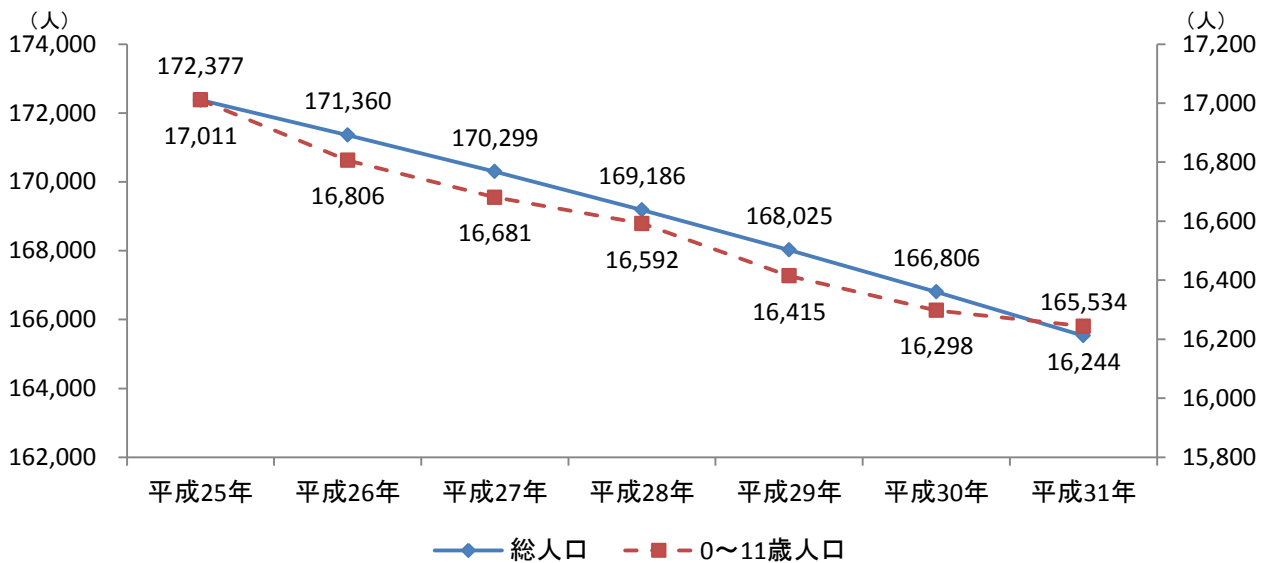
- 世帯数や家族類型別世帯数、女性の就業率等の統計資料を分析し、本市の世帯構成の現状を示します。

2-5 推計人口

(1) 推計人口

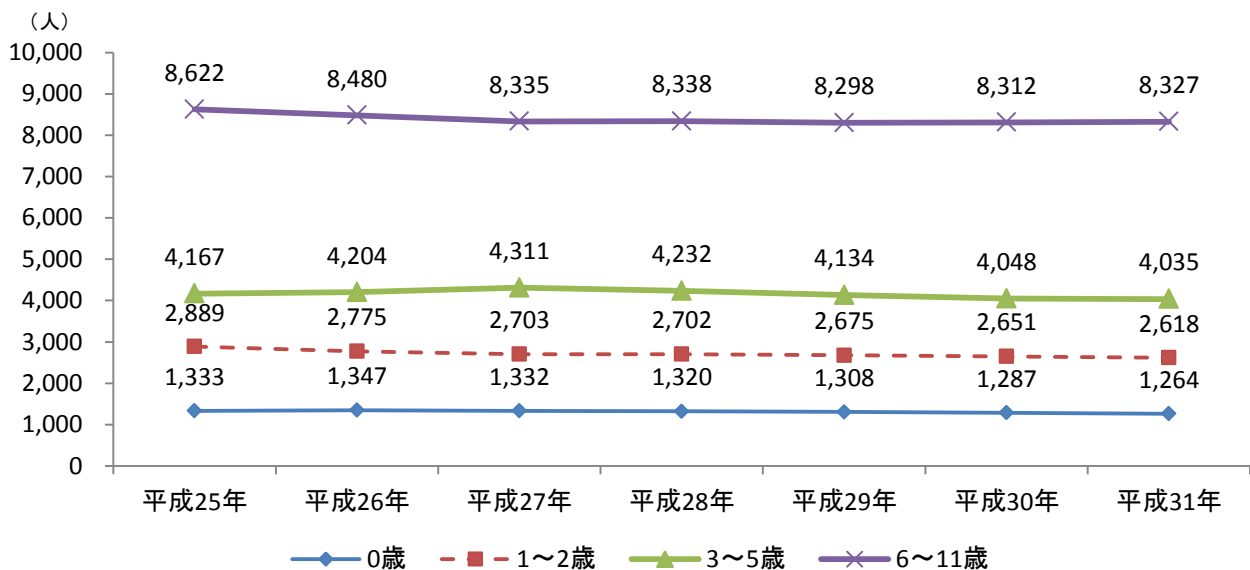
推計人口は、住民基本台帳人口及び外国人登録人口の実績を用いて、コーホート変化率法で算出しました。

本市の総人口は、平成31年で165,534人と推計され、平成25年人口（実績値）に比べ、約7,000人の減少が見込まれます。



(2) 0~11歳人口

本市の0~11歳人口は、平成31年で16,244人と推計され、平成25年人口（実績値）に比べ、約767人の減少が見込まれます。



第3章 子育てプラン・うべの評価

3-1 子育てプラン・うべの目標達成状況

平成22年7月に策定した「子育てプラン・うべ」における一時保育や放課後児童健全育成事業、病児・病後児保育等の数値目標の達成率を記載します。

3-2 子育てプラン・うべの事業実施状況

平成22年7月に策定した「子育てプラン・うべ」に記載されている事業の実施状況について記載します。

3-3 今後取り組むべき課題

第2章・第3章の現状分析から、今後取り組むべき課題について記載します。

第4章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

4-1 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域に関する考えは次の通りです。

- ① 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めます。
- ② 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めます。
- ③ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえます。
- ④ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となります。
- ⑤ 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができます。
- ⑥ 本市の場合は、市内8の小中学校区のうち、保育所が1か所以上設置されている小学校区は18、幼稚園が1か所以上設置されている小学校区は13、認定こども園が設置されている小学校区は1、認可外保育施設が1か所以上設置されている小学校区は7となっています（平成25年4月1日現在）。
- ⑦ 本市の区域としては、地域子ども・子育て支援事業の地域学童保育事業を小学校区（24校区）を基本とするほかは、市内全域を1区域とします。

区 分	事業名称	区域の設定
教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園	市全域を1区域とする。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	市全域を1区域とする。
地域子ども・子育て支援事業	地域学童保育事業	小学校区（24校区）を基本とする
	地域子育て拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり、延長保育、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業 など	市全域を1区域とする。

4-2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

国の参酌標準を参考として、各年度における市全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を記載します。

また、認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載します。

<平成27年度>

区 分		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	教育希望 強い	左記以外	1・2歳	0歳
ニーズ量の見込み						
供給量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園				
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育				
	認可外 保育施設	県が基準に基づき支援等を行う施設				
提供量合計						
過不足分						

<平成28年度>

区 分		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	教育希望 強い	左記以外	1・2歳	0歳
ニーズ量の見込み						
供給量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園				
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育				
	認可外 保育施設	県が基準に基づき支援等を行う施設				
提供量合計						
過不足分						

<平成 29 年度>

区 分		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	教育希望 強い	左記以外	1・2歳	0歳
ニーズ量の見込み						
(確保 方策) 供給 量	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園				
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育				
	認可外 保育施設	県が基準に基づき支援等を行う施設				
提供量合計						
過不足分						

<平成 30 年度>

区 分		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	教育希望 強い	左記以外	1・2歳	0歳
ニーズ量の見込み						
(確保 方策) 供給 量	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園				
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育				
	認可外 保育施設	県が基準に基づき支援等を行う施設				
提供量合計						
過不足分						

<平成 31 年度>

区 分		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	教育希望 強い	左記以外	1・2歳	0歳
ニーズ量の見込み						
(確保 方策) 供給 量	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園				
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育				
	認可外 保育施設	県が基準に基づき支援等を行う施設				
提供量合計						
過不足分						

4-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国の参酌標準を参考として、各年度における市全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を記載します。

また、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載します。

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡等を実施する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所数（ニーズ量）					
実施か所数（提供量）					
過不足分					

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所数（ニーズ量）（人回／月）					
実施か所数（提供量）					
過不足分					

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
健診回数（ニーズ量）					
実施か所数（提供量）					
検査項目（提供量）					

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量					
実施体制（提供量）					
実施機関（提供量）					

(5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な教育の実施を確保する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量					
ヘルパー等派遣回数（提供量）					

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量（人日／年）					
実施か所数（確保方策）					
過不足分					

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

低学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量 (人/週)					
子育て援助活動支援事業(就学後)					
過不足分					

高学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量 (人/週)					
子育て援助活動支援事業(就学後)					
過不足分					

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

一時預かり事業	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
在園児対象を除く一時預かりニーズ量 (人日/年)					
提供量合計 (確保方策)					
過不足分					
幼稚園預かり事業	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり (人日/年)					
2号認定による定期的な保育 (人日/年)					
提供量合計 (確保方策)					
過不足分					

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量（人／年）					
実施か所数（確保方策）					
提供量合計					
過不足分					

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量（人日／年）					
実施か所数（確保方策）					
過不足分					

(11) 放課後児童クラブ事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量（低学年）					
ニーズ量（高学年）					
実施か所数（確保方策）					
過不足分					

※小学校区別に記載を想定

4-4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園の普及に係る基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的一体的提供及び考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進方策を記載します。

4-5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、本市の実情に応じた施策を記載します。

第5章 行動計画

5-1 施策の体系

基本理念や5-2に記載する6つのテーマ別施策に関する体系図を記載します。

5-2 6つのテーマ別施策

5-2-1 子育て意識の高揚

記載想定項目

- ・子育てに関する広報・啓発活動の充実
- ・子育てと仕事の両立に向けた環境づくりの促進

5-2-2 子育て家庭への支援の充実

記載想定項目

- ・子育て支援サービスの充実
- ・保育サービスの充実
- ・子育て支援のネットワークづくり

5-2-3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

記載想定項目

- ・子どもや母親の健康の確保
- ・「食育」の推進
- ・思春期保健対策の充実
- ・小児医療の充実

5-2-4 次代を担う世代の育成

記載想定項目

- ・子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備の充実
- ・家庭や地域の教育力の向上
- ・児童の健全育成
- ・次代の親の育成

5-2-5 援助が必要な子どもへの支援

記載想定項目

- ・ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・子どもを虐待等の被害から守るための活動の推進
- ・障害児施策の充実

5-2-6 安心・安全な生活環境の整備

記載想定項目

- ・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ・子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ・良質な居住環境の整備
- ・安心して外出できる環境の整備

第6章 計画の推進・点検・評価の方策

6-1 計画実施の点検・評価・推進体制

本計画の推進体制や、点検・評価の体制を記載します。